

「電気・ガス料金負担軽減支援事業」に係る
最終保障供給約款の特例承認について

令和 8 年 2 月 2 日

電力・ガス取引監視等委員会事務局
ネットワーク事業監視課

(趣旨)

沖縄電力株式会社（以下「沖縄電力」という。）から、令和 8 年 1 月 13 日付けで経済産業大臣宛てに変更届出を行った最終保障供給約款により難しい特別の事情がある場合における供給条件の承認（以下「特例承認」という。）を求める申請が同日付で併せてなされ、令和 8 年 1 月 23 日付けで資料 3-1 のとおり、経済産業大臣から意見の求めがあった。

これに対する電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）の回答について、ご審議いただく。

1. 申請の背景等

令和 7 年 11 月 21 日に閣議決定された「強い経済」を実現する総合経済対策における「電気・ガス料金負担軽減支援事業」による電気・ガス料金の支援措置の実施に伴い、電気事業法又はガス事業法の関係法令に基づき認可を受け又は届け出た約款の遵守義務を負う事業者から令和 7 年 12 月 2 日～5 日付けで経済産業大臣宛に特例認可・承認の申請があり、令和 7 年 12 月 8 日及び 9 日付けで委員会宛て意見聴取がなされたことから、第 591 回（令和 7 年 12 月 10 日）の本委員会においてご審議いただき、「認可等をすることに異存はない」旨、経済産業大臣に回答した。

なお、委員会からの回答を受け、経済産業大臣は令和 7 年 12 月 16 日付けで特例認可・承認済。

令和 8 年 4 月 1 日をもって、沖縄電力の高圧部門の料金規制が解除されることから、これまで特別高圧部門のみを対象としていた最終保障供給約款の対象に高圧を追加するため、沖縄電力は令和 8 年 1 月 13 日付けで経済産業大臣に対し、最終保障供給約款の変更届出を提出した。

前述の電気・ガス料金負担軽減支援事業のうち、電気料金軽減負担支援については、低圧及び高圧の需要家を対象とした支援であるため、沖縄電力からは、特定小売供給約款及び離島供給約款の特例認可・承認に係る申請があり、令和 7 年 12 月 16 日付けで特例認可・承認がなされたところ、今般の最終保障供給約款変更届出と併せ、最終保障供給約款により難しい

33 特別の事情がある場合における供給条件の承認を受けるための申請が、令和8年1月13日
34 付けでなされたもの。

35

36 2. 申請の概要

37 令和8年4月1日適用の最終保障供給約款について、以下の当該約款以外の供給条件の承
38 認を受けるもの。

高圧で供給を行う場合について、令和8年4月1日から令和8年4月の検針日の前日まで
の期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価については、最終保障供給約款に従
って算出した燃料費調整単価から、0.8円/kWhを差し引いた額とする。

39

40

41 3. 約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

42 「電気・ガス料金負担軽減支援事業」の実施について、電気・ガス料金の値引きを通じて
43 生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援
44 を届けるよう経済産業省から関係事業者に対する要請が行われたことを受け、本措置が必要。

45 沖縄電力の最終保障供給約款に高圧が追加されるのは令和8年4月1日となるため、同日
46 以降に最終保障供給契約を締結した高圧需要家の電気料金については、令和8年3月31日
47 までの使用分について沖縄電力の特定小売供給約款に対する特例認可により割引が適用さ
48 れるところ、令和8年4月1日から令和8年4月の検針日の前日までの使用分については、
49 割引が適用されないことから、沖縄電力の令和8年4月1日適用最終保障供給約款について
50 も特例承認を行い、他の一般送配電事業者と同様に、支援対象となる全ての需要家が支援を
51 受けられるようにするもの。

52

53 4. 経済産業大臣への回答について

54 本申請の供給条件については、電気事業法等の該当条文の規定及びそれらの審査基準に照
55 らし、特別の事情がある場合における供給条件として承認をして差し支えないものと考えら
56 れる。

57 これを踏まえ、別添1のとおり、委員会として、経済産業大臣が本申請に係る承認をする
58 ことに異存はない旨、経済産業大臣に回答することとしたい。

59

60

(参考) 電気料金支援の対象

①低圧

令和8年1月の検針日から令和8年3月の検針日の前日までの期間に使用される電気について適用となる燃料費調整単価は、特定小売供給約款及び離島等供給約款に従って算出した燃料費調整単価から4.5円/kWhを差し引いた額とする。

令和8年3月の検針日から令和8年4月の検針日の前日までの期間に使用される電気について適用となる燃料費調整単価は、特定小売供給約款及び離島等供給約款に従って算出した燃料費調整単価から1.5円/kWhを差し引いた額とする。

※定額制供給については、契約種別ごとに、特定小売供給約款及び離島等供給約款に従って算出した燃料費調整単価から、特定小売供給約款及び離島等供給約款に定める単価の算定諸元として用いられた販売電力量(みなしkWh)に、令和8年1月の検針日から令和8年3月の検針日の前日までの期間は4.5円/kWh、令和8年3月の検針日から令和8年4月の検針日の前日までの期間は1.5円/kWhを乗じた額を差し引いた額とする。

②高圧

令和8年1月の検針日から令和8年3月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価は、特定小売供給約款、最終保障供給約款及び離島等供給約款に従って算出した燃料費調整単価から2.3円/kWhを差し引いた額とする。

令和8年3月の検針日から令和8年4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価は、特定小売供給約款、最終保障供給約款及び離島等供給約款に従って算出した燃料費調整単価から0.8円/kWhを差し引いた額とする。



出典：資源エネルギー庁HP内「エネルギー価格の支援について」

(https://www.enecho.meti.go.jp/category/gekihen_lp/index.html)

61 参考：関係条文（最終保障供給約款関係）

62 ○電気事業法

63 （最終保障供給約款）

64 第二十条 一般送配電事業者は、最終保障供給に係る供給条件について約款を定め、経済
65 産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更
66 しようとするときも、同様とする。

67 2 一般送配電事業者は、前項の規定による届出をした約款（以下この条において「最終
68 保障供給約款」という。）以外の供給条件により最終保障供給を行つてはならない。た
69 だし、その最終保障供給約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣
70 の承認を受けた供給条件により最終保障供給を行うときは、この限りでない。

71 3・4（略）

72

73 ○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準（平成12年7月1日制定）

74 第1 審査基準

75 （15）第20条第2項ただし書の最終保障供給約款以外の供給条件の承認

76 第20条第2項ただし書の最終保障供給約款以外の供給条件の承認に係る審査基準に
77 ついては、同項に承認の基準が定められているところであり、より具体的には、例えば、
78 天災地変による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金を割り引く等の
79 措置を行う必要が生じた場合とする。

(案)

経 済 産 業 省

20260123電委第1号
令和8年●月●●日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

最終保障供給約款以外の供給条件の承認について（回答）

令和8年1月23日付け20260113資第9号により貴職から当委員会に意見を求められた最終保障供給約款以外の供給条件の承認については、承認することに異存はありません。

経済産業省

20260113資第9号
令和8年1月23日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

最終保障供給約款以外の供給条件の承認について

電気事業法(昭和39年法律第170号)第66条の11第1項第8号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第20条第2項ただし書に規定する最終保障供給約款以外の供給条件の承認について、貴委員会の意見を求めます。

最終保障供給特例承認申請書

令和8年1月13日

沖縄電力株式会社

最終保障供給特例承認申請書

沖電送送企発第 10 号

令和 8 年 1 月 13 日

経済産業大臣 赤澤 亮正 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目 2 番 1 号

沖縄電力株式会社

代表取締役社長 本 永 浩 之
社長執行役員

電気事業法施行規則の一部を改正する省令による改正前の電気事業法施行規則等の一部を改正する省令附則第 3 条第 5 項の規定により電気事業法第 20 条第 1 項の規定による届出をした約款とみなされる約款について、電気事業法第 20 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：令和 8 年 4 月 1 日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

別 紙

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（沖電送送企発第 10 号令和 8 年 1 月 13 日届出。以下「最終保障供給約款」といいます。ただし、当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 4 月の検針日の前日までといたします。
- (2) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、最終保障供給約款 15（最終保障電力 A）(4)、最終保障供給約款 16（最終保障電力 B）(4)または最終保障供給約款 17（最終保障予備電力）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における、最終保障供給約款 15（最終保障電力 A）(4)、最終保障供給約款 16（最終保障電力 B）(4)または最終保障供給約款 17（最終保障予備電力）(3)の電力量料金は、最終保障供給約款に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表 1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表 1（燃料費調整額の算定）(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表 1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表 1（燃料費調整額の算定）(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0065$$

$$\beta = 0.1632$$

$$\gamma = 1.1152$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{基準} \\ \text{燃料費調整単価} \end{array} = (81,500 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{2 の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円を上回る場合

$$\begin{array}{l} \text{基準} \\ \text{燃料費調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 81,500 \text{ 円}) \times \frac{\text{2 の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和7年11月1日から令和8年1月31日までの期間	令和8年4月1日から令和8年4月の検針日の前日までの期間

b 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、計量日といたします。

ロ 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円を下回る場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 + (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円の場合

燃料費調整単価 = (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価 = (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価 - 基準燃料費調整単価

(ニ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 - (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和8年4月1日から令和8年4月の検針日の前日までの期間
1 キロワット時につき	80 銭

(3) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

1キロワット時につき	26 銭 3 厘
------------	----------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

電気事業法施行規則第 28 条の規定に基づく添付書類

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

最終保障供給約款以外の供給条件による
最終保障供給を必要とする理由

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

当社は、令和7年11月21日の閣議決定「「強い経済」を実現する総合経済対策」にもとづく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、最終保障供給約款にもとづき算定される令和8年4月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行なう場合は0.8円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法施行規則の一部を改正する省令による改正前の電気事業法施行規則等の一部を改正する省令附則第3条第5項の規定により電気事業法第20条第1項の規定による届出をした約款とみなされる約款について、電気事業法第20条第2項ただし書の規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があるため、承認を申請する次第であります。

以 上

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

	令和8年4月分
1キロワット時につき	80 銭

以 上

令和 8 年 1 月 13 日
沖縄電力株式会社

**消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
(最終保障供給約款以外の供給条件)**

当社は、このたび電気事業法施行規則の一部を改正する省令による改正前の電気事業法施行規則等の一部を改正する省令附則第 3 条第 5 項の規定により電気事業法第 20 条第 1 項の規定による届出をした約款とみなされる約款について、電気事業法第 20 条第 2 項ただし書の規定にもとづき申請を行なった最終保障供給約款以外の供給条件（令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 4 月の検針日の前日までの期間適用）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第 36 条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、別表 1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 3 位で、別表 2（基準単価）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 4 位で四捨五入しております。

(1) 別表 1 (燃料費調整額の算定) (2)ロ(ホ)に定める令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
1 キロワット時につき	円 0.80	円 0.07

(2) 別表 2 (基準単価) に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
1 キロワット時につき	円 0.263	円 0.024

以 上